

各務原浄化センターISO14001

1 認証取得の経緯

岐阜県では、平成2年から実施しているラブ・アースぎふ運動を拡充、強化し、ISO14001の考え方を取り入れた「新ラブ・アースぎふ運動」を平成10年度から実施しています。

各務原浄化センターにおいてもこの運動に連動して、ISO14001を導入し、下水道管理において環境負荷を出来る限り低減し、地球環境の保全に資することを目的として導入を決定しました。

平成11年9月20日に(株)国際規格登録センターにおいて「各務原浄化センター環境マネジメントシステム」がISO14001の規格に適合していることが確認され、登録証が授与されました。

平成27年9月15日に新規格のISO14001:2015（以下「新規格」という。）が発行され、現在取得しているISO14001:2004に対する認証が新規格発行後3年で無効となるため、各務原浄化センター環境マネジメントシステムも平成29年12月1日から新規格へ移行した。

また、平成29年9月12日に登録証の有効期限が切れるため、一般財団法人三重県環境保全事業団 国際規格審査登録センターにより更新審査及び特別審査（2015年版移行）が行われ、各務原浄化センター環境マネジメントシステムは、ISO14001:2015の新規格に適合していることが確認され、更新登録されました。

（有効期間：平成29年9月13日～平成32年9月12日）

主な経緯

知事が県議会において各務原浄化センターで

ISO14001を取得すると発言・・・・・・・・・・平成10年2月26日

環境マネジメントシステム構築準備・・・・・・・・・・平成10年度

環境方針を決定・・・・・・・・・・平成11年4月1日

環境マネジメントシステムの試行・・・・・・・・・・平成11年4月13日

登録審査・・・・((株)国際規格登録センター)・・・・平成11年9月16～17日

登録・・・・・・・・()・・・・平成11年9月20日

1回目更新審査((財)岐阜県公衆衛生検査センター)・・・・平成14年8月30～31日

1回目更新登録()・・・・平成14年9月13日

2回目更新審査()・・・・平成17年7月27・29日

2回目更新登録()・・・・平成17年9月13日

3回目更新審査()・・・・平成20年7月30～13日

3回目更新登録()・・・・平成20年9月13日

4回目更新審査()・・・・平成23年7月19～20日

4回目更新登録()・・・・平成23年9月13日

- 5回目更新審査（高圧ガス保安協会）・・・・・・・・・・平成26年7月7～8日
- 5回目更新登録（高圧ガス保安協会）・・・・・・・・・・平成26年9月13日
- 登録移管・・・・（国際規格審査登録センター）・・・・・・・・平成27年8月18日
- 新規格（ISO14001:2015）へ移行・・・・・・・・・・平成28年12月1日
- 6回目更新審査＋特別審査（2015年版移行）・・・・・・・・平成29年7月13～14日
- 6回目更新登録（国際規格審査登録センター）・・・・・・・・平成29年9月13日

2 取得のねらい

○意識改革

第三者認証機関の認証を受けることにより、環境面で職員の意識改革を図り、地球環境の保全に資する。

○透明性

環境面で国際的に認められたものとして、広く信頼性を確保する。

○効率性

環境システムの導入により、効率的な業務を執行する。

3 各務原浄化センター環境マネジメントシステムの特徴

○8分野の全体的目標を設定

- ・処理水質の維持 [BOD] 3mg/l、[SS] 8mg/l、[T-N] 15mg/l、[T-P] 1.5mg/l 等)
- ・下水道施設建設工事の適正管理
- ・紙資源の有効利用（紙使用量の直近3ヶ年平均値以下への低減等）
- ・処理水の有効利用の促進
- ・下水道汚泥の有効利用の促進（100%リサイクル）
- ・エネルギーの効率的な使用（電力使用量原単位の対前年度以下の維持等）
- ・緑の保全
- ・下水道の啓発活動

上記目標に対して流域浄水事務所、（公財）岐阜県浄水事業公社の各部門が個別の具体的な実施計画を策定し、手順書等に基づき実施する。

4 各務原浄化センター環境マネジメントシステムの推進体制

- I S O組織改正・・・・・・・・・・平成15年3月17日
- 総括環境責任者・・・・・・・・・・岐阜県流域浄水事務所長
- 環境管理責任者・・・・・・・・・・（公財）岐阜県浄水事業公社 管理部長
- I S O事務局・・・・・・・・・・流域浄水事務所 総務課
- 課（係）の責任者・・・・・・・・・・各課（係）の課長、係長
- 環境内部監査員・・・・・・・・・・監査毎に環境管理責任者が任命